

令和4年度第1回旭川市契約審査委員会の議事概要

日 時 令和4年8月5日（金） 15時00分～16時15分

場 所 旭川市総合庁舎6階 入札室

出席者 委員 浅田委員長

大石委員

小関委員

土田委員

水道局 経営企画課契約係長

市立旭川病院 経営管理課長補佐

経営管理課管理係主査

事務局 総務監

契約課長

契約課長補佐

契約課主査

1 開 会

委員長から挨拶。

事務局から本日の出席委員は4名で定足数に達していることから会議は成立していることを報告。

委員長に会議の進行をお願いし、審議事項に入った。

2 審議・報告事項

(1) 令和3年度（下半期）までの入札・契約手続の運用状況等についての報告

・発注、指名停止等について（市長部局）

（委員 長） 令和3年度下期の運用状況等の報告をお願いします。

（事 務 局） （契約課から、資料1から資料4まで及び資料6について報告。）

（委員 長） ただいま、市長部局から報告を受けたところでありますが、何か意見等ありませんか。

（意見等なし。）

それでは、この報告について、了承したということにいたします。

(2) 抽出事案の審議

・今回抽出事案の審議（市長部局）

（委員 長） 今回の抽出委員は土田委員へ委任しましたので、抽出理由について土

田委員から報告をお願いします。

(委員) 今回初めて抽出事案を選定させていただきます。

同じような観点なので、一括で説明させていただきます。

旭川市、水道局及び市立旭川病院全てで落札率の高い事案を選定しました。

旭川市は工事5件及び委託5件を

水道局は工事及び委託から計5件を

市立旭川病院は工事及び委託から計2件を

それぞれ依頼しています。

落札率には、100%落札も上位事案の件数へ含めております。

抽出理由は、落札率が高い事案は業者選定過程に問題はなかったのか、また競争入札については実際のところ競争原理が働いたのか、何か傾向はあるのか、を確認するためです。

(委員長) ありがとうございます。

それでは、旭川市から抽出事案についての説明をお願いします。

(事務局) (契約課から資料5抽出事案について説明)

(委員長) ただいま事務局から説明いただきましたが、何か質問等がありましたらお願いします。

(委員長) 委員からの質問がないようですので、私から質問します。

3件の工事について、落札制限によって多くの失格者が出ていますが、理由を教えてください。業者は、落札制限で失格になることを知っているのですか。業者に対して説明しているのですか。

(事務局) まず初めに、落札制限について御説明します。

受注機会の確保を目的として、同一公告日において同一の業種及び格付等級ごとの工事に関して、1業者につき1工事しか落札ができないという制限をかけることを落札制限と言います。

この3件の工事の入札では、土木B工事45件に対し落札制限をかけておきまして、金額が高い工事から順に開札を行って落札業者が決まっていくのですが、落札決定した業者は次以降の入札では落札制限の対象となるため失格となります。

今回抽出された3件というのが、その45件の中でも後半に行われた入札でありますので、それ以前の入札ですでに落札決定している業者が多数いるため、この3件の工事では多くの失格者が出る結果となりました。

業者の方も落札制限については分かっておりますし、落札制限をかけることを公告に記載しておりますので、そこを踏まえて業者は入札に参加しております。

(委員長) 落札制限になることを業者がわかっているのであれば、落札した入札の後にあえてその後の入札にも参加する理由があるのか疑問である。

(事務局) 入札結果の方を見ていただきたいのですが、一番低い金額で入札している業者が複数業者います。このような場合は、一番低い金額で入札した業者でくじ引きを行い、それにより落札業者を決定しています。

このことにより、どこが落札するのかがわからない状況ですので、業者としましては、とりあえず45本全部に参加しているという状況になっております。

今回のこの3件の入札につきましては、3月に行ったもので、第1回定例議会で補正予算を組み、地域経済の活性化を図る目的で年度当初に発注するものでありますので、1業者当たり1工事のみという制限をかけて入札を行ったものでございます。

(委員長) わかりました。

落札制限をかけられていても、どこが落札するかはわからない状況であるということですね。

(事務局) 開札してくじ引きをしてみないと、どこが落札するかはわからない状況でございます。

(委員長) 特に問題がないのであれば、それでいいと思います。

(事務局) 問題があるとしたらくじ引きが多すぎるという部分が課題としてあります。

(委員長) わかりました。

他に質問はありませんか。

(委員) 最低制限価格と調査基準価格は公表しないと記載されているのですが、入札する各業者は知らないということですか。

(事務局) 最低制限価格と調査基準価格は入札前は非公表となっております。ただし、最低制限価格以下の金額で入札があった場合は公表します。

(委員) 5-2の工事ですが、最低制限価格と同じ金額で入札されていますが、偶然ですか。

(事務局) これは、設計図書の公表、単価の公表が進んでいるということと、土木につきましては積算ソフトがかなり精度が上がっておりまして、実際のところ非公表と言いながら、最低制限価格は業者の方で積算できている状況にあります。そのため、その金額で入札されますので、結果として同額での入札が多くなり、その金額でのくじ引きが多発しているという状況でございます。

(委員) 毎回申し上げていますが、予定価格、設計金額を事前公表をしない、とはならないのですか。

(事務局) 現在、設計金額の事前公表をしておりますが、電子入札の導入を検討しており、この電子入札の導入に合わせて、事前公表についての見直しをしようと考えているところです。

(委員) 平成26年10月22日の通知に、事前に公表することによって弊害が起きる時は、時期を考えるとという内容の通知があると思うのですが、

何度も申し上げているのにずっと直らなかったのはどういう理由からですか。

(事務局) 設計金額の事前公表につきましては全ての工種で行っているのですが、土木工事と舗装工事だけが単価の公表と、積算ソフトの向上で最低制限価格ぴったりに積算されているという状況でございます。

一方、建築や設備につきましては、参考見積金額等もございますので、最低制限価格と同額というようなことは生じておりません。

(委員) 予定価格はどうですか。

(事務局) 予定価格は、設計金額として事前公表しておりますが、最低制限価格は非公表ですので、そこは読めないことにはなっております。

(委員) 予定価格を公表しない、もしくは後から公表するという選択肢はないのでしょうか。

(事務局) 現在、郵便入札をやっておりまして、予定価格を超えた場合の2回目の入札が時間が掛かり過ぎるため、これまではできないとお答えして参りました。

今後、電子入札を導入した場合、再度入札となる2回目の入札はできますので、合わせて事前公表も見直そうと考えております。

(委員) 時間が掛からない方を優先するのか、それとも公正性を優先するのかとの選択で、旭川市は時間が掛からない方を優先したということですか。

(事務局) はい、その通りです。

(委員) 委託業務について、落札率が全部92%になっているのは偶然ですか。

(事務局) 落札率の高い方から順に抽出しておりますので、一番高かった92%から順に抽出した結果でございます。

(委員) わかりました。

電子入札導入時に、予定価格を公表する公表時期を考えることも議論するとのことですが、誰がどうやって議論して、その議論の結果、誰が検証することになるんですか。

(事務局) 電子入札は、令和5年度に試行的に導入して、令和6年度から本格導入と考えておりますので、案が決まった段階で契約審査委員会や、内部での選定委員会等で審議して決めたいと考えています。

(委員) わかりました。私からは以上です。

(委員長) その他に質疑等ありませんか。

(質疑等なし。)

それでは、市長部局の審議を終わります。

(3) 令和3年度（下半期）までの入札・契約手続の運用状況等についての報告

・発注、苦情処理等について（水道局）

(委員長) 水道局から運用状況等の報告をお願いします。

(水道局) (水道局から、資料1から資料3まで及び資料5について報告)

(委員長) ただいま、水道局から報告を受けたところでありますが、何か意見等がありますか。

(意見等なし。)

それでは、この報告について、了承したということにいたします。

(4)抽出事案の審議

・今回抽出事案の審議(水道局)

(委員長) 次に、水道局の抽出事案について審議を行います。抽出事案についての報告をお願いします。

(水道局) (水道局から資料4抽出事案について説明。その際、工事の内容についても合わせて説明。)

(委員長) ありがとうございます。

質疑等がありますか。

(委員) 3点、質問があります。

(1点目) 入札参加者が少なかったことが落札率が高かった理由と考えられるとのことですが、入札参加者が少なかった原因は何かありますか。

(2点目) 資料1では、落札率が70%台のものもありますが、入札参加者数とその落札率の関係性について、有意的なものがあると考えられますか。

(3点目) 今後の資料の作り方のことですが、資料1の表に、抽出事案説明書に記載されている入札参加申請者数(有資格者数、無資格者数)を追加することができますか。

以上、3点です。

(委員長) 水道局から回答をお願いします。

(水道局) 1点目の御質問の入札参加者が少ない理由としまして、一般競争入札として公募しており、土木A等級の市内業者は30社、土木B等級の市内業者は86社の対象者がいるのですが、工事を発注するタイミングや民間事業者の工事もある中で、水道局が公告したものに対して入札参加者数は2社であったという結果となっており、参加要件についても市内業者との要件だけで他の要件を設けておりませんが、工事の箇所が施工が難しい箇所であったため、このことにより敬遠されたことが、入札参加者が少なかった一つの要因と考えられます。

また、土木一式工事ですが、水道局が発注する工事は、市が発注する土木工事とは若干工事の内容が異なっておりますので、その点も敬遠され、参加者数が少なかった要因と考えられます。

2点目の御質問の落札率についてですが、土木一式工事で落札率が一番低かった工事において、参加者が1社しかいなかったにもかかわらず落札率が90%を切るような落札がありますので、一概に入札参加者数

が少ないから落札率が高いということはないと思うのですが、傾向としては、競争性は低くなりますので、参加者数が多いものよりは落札率が高くなると考えられます。

3点目の御質問についてですが、契約課、水道局、市立病院で同じ様式を使っておりますので、足並みをそろえて追加することは可能であると水道局としましては考えておりますが、契約課、市立病院と3者で検討したいと考えております。

(委員長) ありがとうございます。

(委員) 入札参加者数と落札率との間に関連性があれば追加していただく意味があるのかなと考え、一つの視点としてはあり得るかなと感じただけですので、個人的に追加して欲しいと求めている訳ではありません。

(委員長) 委員からの入札参加者数を追加するというのは、学問的に面白い気もしますけれども、有意性がないという水道局からの報告でした。

有意性がないのであれば、追加しなくてもいいのではとも思いますけど。

3者で議論して、追加するしないを決めて頂くことでいいと思います。事務局としてどうですか。

(事務局) 水道局からも報告がありましたが、関連性があるとはなかなか言えないと考えております。ただ、実際はどうなのかとの検証はしていない部分もありますので、一度追加して検証することも必要であると思っておりますので、追加する方向で検討したいと考えております。

(委員長) 大変面白い御指摘なので、是非、追加する方向で検討してください。他に何かございますか。

(意見等なし。)

それでは、水道局の審議を終了します。

(5) 令和3年度（下半期）までの入札・契約手続の運用状況等についての報告

・発注・苦情処理等について

(委員長) 市立病院から運用状況等の報告をお願いします。

(市立病院) (市立病院から資料1から資料3まで及び資料5について報告)

(委員長) ただいま、市立病院から報告を受けたところでありますが、何か意見等ありますか。

(意見等なし。)

それでは、この報告について、了承したということにいたします。

(6) 抽出事案の審議

・今回抽出事案の審議（市立病院）

(委員長) 次に、市立病院の抽出事案について審議を行います。抽出事案についての報告をお願いします。

(市立病院) (市立病院から資料4抽出事案について説明。)

(委員 長) 何か意見等ありますか。

(委員) 抽出事案説明書に地域区分がないのは、どうしてですか。

(事務局) 「指名業者を選定した理由」の欄に、「11市内」と地域区分が記載されています。

(委員) わかりました。

(委員 長) 「指名業者を選定した理由」の欄が、2つの工事とも同じ文言になっていて、「空調設備等に精通している必要がある」となっていますが、2つ目の工事の概要が「専用部品及び冷媒ガスが製造終了となったプレハブ冷凍・冷蔵庫室外機の新冷媒ガス対応型への更新工事」とあるのですが、これは空調設備のことと理解してよろしいのでしょうか。

(市立病院) その通りでございます。

(委員 長) わかりました。

その他に意見等ありますか。

(意見等なし。)

それでは、市立病院の審議を終了します。

(7) 労働者賃金等実態調査について

(委員 長) 次に、労働者賃金等実態調査について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 基本的な調査事項は、昨年度までと同様でございます。

契約課を通じて発注いたしました設計金額500万円以上の建設工事で、上半期、すなわち4月から9月までに1日以上施工期間が含まれるものを対象とし、その工事を受注した事業者及びその下請けに入った事業者へ調査票の回答をお願いするものです。

大まかなスケジュールですが、次回の審査委員会及び市議会へ調査結果を報告することから逆算し、例年より約1か月前倒ししたいと考えております。

具体的には調査準備を今月、調査期間を9月から10月にかけて、結果集計を11月から12月にかけてそれぞれ実施する予定です。

この結果、調査対象を「令和4年4月から9月までに1日以上施工期間が含まれるもの」としているものを、「令和4年4月から8月まで」と変更させていただきます。

(委員 長) 労働者賃金等実態調査を継続するというので、スケジュール的には今月から準備して、来月から2か月ほど調査票を回収して、11月から12月にかけて集計をすることでした。

何か御意見、御質問はありますか。

(意見等なし。)

それでは、この件について、了承したということにいたします。

3 その他

- ・次回の抽出委員の確認について
次回の抽出事案の審議案件に係る抽出は、大石委員に委任することとした。
- ・次回委員会の日程について
令和5年1月20日（金）午後3時から実施することとした。

4 閉 会

以上